

中国における商標出願早期審査弁法 および権利化後手続の早期審査規定

北京慧龍律師事務所
北京銀龍知識産権代理有限公司

中国弁護士 傅 文浩



北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に専利局の認可を受けて設立された代理機構である。傅氏は、中国で高校を卒業後、2003年に来日し、日本の大学の法学部に入学した。その当時、中国における模倣品の問題がクローズアップされていたことから知財に興味を持ち、大学3年次から知財に関する授業やゼミを受け、さらに知財について学ぶために大学院に進学した。大学・大学院では、日本の知的財産法を中心に学んだ。2011年に中国に帰国し、北京銀龍に入社した。主に日本クライアントからの中国商標関連業務を担当している。

【概要】

2022年1月14日、中華人民共和国国家知識産権局（以下「中国特許庁」という。）は、「『商標登録出願早期審査弁法（試行）』に関する公布の公告（国家知識産権局公告第467号）」（以下「商標出願早期審査弁法」という。）を公表し、公布日から中国での商標出願が一定の要件を満たした場合、出願人は早期審査を請求することができることとなった。その後、2023年3月31日に、中国特許庁は、「商標の登録情報の変更、譲渡、更新など手続業務の早期審査の申請」（以下「商標権利化後の手続の早期審査規定」という。）を公表し、手続が一定の要件を満たした場合、登録商標の情報変更、譲渡、更新などの手続について、申請人が早期審査を請求できることとなった。これらの経緯を経て、中国の商標分野において、商標出願から、権利化後の各手続についての早期審査制度が設けられた。本稿では、この一連の既定の内容と日本企業の出願人および権利者が留意すべき事項について解説する。

【詳細及び留意点】

1. 「商標出願早期審査弁法」について

(1) 早期審査を申請できる4つの場合

商標出願早期審査を申請できる場合は、以下の4つ場合に限られる。このいずれかに該当すれば申請することができる。

- a. 国または省レベルの主要プロジェクト、主要科学技術インフラ、主要イベント、主要展示会などの名称に関し、かつ商標保護が急務である場合
- b. 重大な自然災害、重大な事故、重大な公衆衛生上の出来事、重大な社会保障上の出来事などの公共緊急事態が発生した場合であって、その公共緊急事態への対応に直接関係する場合
- c. 経済社会の質の高い発展に資するため、および知的財産権強国建設要綱の実施を推進するための必要性がある場合
- d. その他、国益、社会公共の利益、または主要な地域開発戦略を保護する上で現実的意義が大きい場合

(2) 早期審査を申請できる6つの要件

商標出願早期審査を申請できる場合は、以下6つの要件を同時に満たしている場合に限られる。

- a. 共同出願の場合、出願人ら全員の同意が得られている
- b. 電子出願システムを利用している*¹
- c. 文字のみからなる商標である
- d. 団体商標または証明商標ではない
- e. 指定商品または役務が「早期審査を申請できる4つの場合」と密接に関連し、かつ規範名称である
- f. 優先権出願を伴わない

* 1 電子出願システムで得られた受理番号を当該商標の早期審査請求書の書面に明記する。

(3) 早期審査を請求する場合の3つの必要書類

早期審査を請求する場合、以下3つの書類を紙媒体で中国特許庁に提出しなければならない。

- a. 商標登録出願の早期審査請求書
- b. 「早期審査を申請できる4つの場合」に該当することの証明資料

- c. 中央・国家機関の関連部門等が発行した早期審査請求に関する推薦意見書、
または省レベルの知的財産権管理部門が発行する早期審査の請求理由と関
連資料の真実性に関する審査意見書

(4) 書類提出の注意点

早期審査請求に関するすべての書類は郵送で提出しなければならない。

また、提出先は、中国特許庁の商標局である。

さらに、郵送の方法について、複数の申請を同時に提出することは少ないと思わ
れるが、混乱を避けるために、出願商標ごとに一部ずつ封筒に入れて郵送するこ
とが推奨される。封筒表面の分かりやすい部分に「商標登録出願の早期審査請求」と
いう文字を明記しなければならない。

(5) 審査の結果

上記各要件を満たし、中国特許庁が早期審査に同意した場合、早期審査を開始す
る。早期審査の場合、早期審査同意日から 20 日間の執務日で審査が完了する*²。

一方、早期審査の要件を満たしていない場合、中国特許庁から申請人にその旨が
通知される。

- * 2 早期審査では、早期審査同意日からの審査期間は約 1 月であるが、早期審査申請から同意
日までの期間は明文化されていない。なお、通常の商標出願の審査期間は 3~4 か月であ
る。

(6) 費用

早期審査のための官庁費（印紙代）は不要である。

2. 「商標権利化後の手続の早期審査規定」について

(1) 商標権利化後の手続について早期審査を申請できる 9 つの場合

下記の 9 つの場合、商標権利化後の手続の早期審査請求をすることができる。な
お、上記第 1 項記載の早期審査がなされた出願ではなく通常の商標出願であって
も、登録後に下記に該当すれば商標権利化手続の早期審査を申請することができる。

- a. 企業が上場申請をする場合
- b. 商標権の質権設定の場合
- c. 商標権を税関に登録する場合
- d. 商標権侵害案件の場合
- e. 権利化案件にかかる場合（下記第3項（2）参照）
- f. 民事訴訟案件にかかる場合
- g. 許認可や届出などの行政手続を行うための場合
- h. 商業活動のための場合（下記第3項（2）参照）
- i. その他、早期審査の必要性に合理的な理由がある場合

(2) 商標権利化後の手続について早期審査を請求する場合の3つの必要書類

- a. 早期審査請求書
- b. 申請人の身元証明書類
- c. 委任状

(3) 書類提出の注意点

商標出願の早期審査請求と同じく、申請書類は紙媒体で提出しなければならない。
また、提出先としては、中国特許庁の商標局だけでなく、広州商標審査協力センター、重慶商標審査協力センターおよび上海商標審査協働センターの3カ所でも受け付けられる。

さらに、郵送の方法は、商標ごとに一部ずつ封筒に入れて郵送することをお勧めする。封筒表面の分かりやすいところに「〇〇の早期審査請求」という文字を明記する。

(4) 審査の結果

早期審査の各要件を満たした場合、中国特許庁が早期審査を開始し、判断を行う。
一方、各要件を満たしていなかった場合、電話で申請人に通知するが、申請書類を返却しない。

(5) 費用

早期審査のための官庁費（印紙代）は不要である。

3. 商標出願早期審査弁法および商標権利化後手続の早期審査規定の留意点

(1) 「商標出願早期審査弁法」についての留意点

「商標出願早期審査弁法」についての留意点は、以下の2つである。

第一は、「早期審査を申請できる4つの場合」に限定されていることから、早期審査の適用対象がかなり絞られていることである。また、「早期審査を申請できる4つの場合」の内容から考えると、外国企業の利用は極めて困難だといえる。

第二は、通常の商標出願は、中国特許庁の商標審査のみであり、それ以外の審査がないのに対して、早期審査の場合、中国特許庁の商標審査の前に、早期審査の適用可否について、①省レベルの知的財産管理部門の同意、および、②中国特許庁（商標審査部門ではない部署）の同意が必要なことである。よって、中国の商標出願早期審査制度の利用は、ハードルが高いものと感じられる。

(2) 「商標権利化後の手続の早期審査規定」についての留意点

それに対して、「商標権利化後の手続の早期審査規定」については、比較的利用しやすい制度だと感じられる。その中でも、下記の4つの手続がよく利用される。

第一は、「c. 商標権を税関に登録する場合」である。

例えば、商標権者が水際対策で、中国の税関登録を行おうとしたところ、商標権者の現住所と登録商標の原簿に記録されている住所とが一致しない場合、税関登録ができなくなるため、商標権者は、まず、登録商標について住所変更を行わなければならない。そこで、登録商標の住所変更手続が早期審査の対象になるため、本制度を利用できる。

第二は、「d. 商標権侵害案件の場合」である。

例えば、商標権者の現住所の変更に伴って、中国登録商標の住所変更手続を行う場合、当然に費用がかかってしまうため、直ちに住所変更手続が行われず、原簿の記録が旧住所のままとなっている場合もしばしばある。そのような状況下で、権利主張が必要となってから住所変更手続が行われる場合もあるが、変更手続の完了後にしか権利主張できなくなるため、権利主張のタイミングを逃してしまうリスクが存在する。そこで、本早期審査制度を利用して変更手続を行えば、権利主張のタイミングを逃がすリスクが低くなる。

第三は、「e. 権利化案件にかかる場合」である。

良くあるケースは、後願が自社の先登録商標によって拒絶される場合である。例えば、マドプロ出願の住所が自社の先登録商標の住所と統一されていなかった場合、自社の先登録商標によって拒絶されてしまう。そこで、マドプロ出願について拒絶通知に対する不服審判を提起するとともに、自社の先登録商標の住所変更手続も行わなければならない。そこで、自社の先登録商標の住所変更手続について本早期審査制度を利用することができる。ただし、実務上では、現在は、不服審判の審理期間は約7か月前後(2023年9月現在)で、住所変更の審理期間は2か月前後(2023年9月現在)であるため、早期審査制度を利用するまでもないと考える。

第四は、「h. 商業活動のための場合」である。

この場合もよく利用される。まず、「商業活動」とは、商取引プラットフォームへの出店などを指す。中国の商取引プラットフォームでは、商標登録証または商標出願受理通知書が必要書類として求められることが多い。そこで、商標権者と出店者の名義や、住所などの基礎情報が統一されていない場合、出店ができなくなる可能性がある。よって、出店するために、いち早く登録情報の変更手続を行うことがある。このような場合、本制度が頻繁に利用されている。

以上の解説は一般的なものであり、実際の案件では、どのように対応すべきか、制度を利用したほうが良いかどうかはケースバイケースであるため、現地代理人に相談する必要があると考えられる。

4. まとめ

日本の出願人が、早期出願審査制度を活用することは容易ではないが、自らの商標登録に影響を及ぼす他人の商標が、この制度を活用して早期登録される可能性があることに留意する必要がある。

また、係争中または今後、係争することになる他人の登録商標が、商標権利化後手続の早期審査規定を利用して、名義人の変更や、税関における水際処置が迅速に行われる可能性があることを理解しなければならない。

早期審査制度については、中国政府の初の試みであるが、商標出願と権利化後の手続に早期審査制度を設けたこと自体が大きな変化ともいえる。また、中国政府が商標法の制度造りに努力している姿勢が感じられると思う。今後は、より利用されやすい制度になっていくことを期待するところである。

【ソース】

「中華人民共和国商標法」

https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/zcwj/202106/t20210609_6488.html

「商標法実施条例」

https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/zcwj/201405/t20140514_6476.html

「商標審査審理指南」

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/11/22/art_74_171575.html

「商標登録出願早期審査弁法(試行)」

https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-02/17/content_5674321.htm

「商標の登録情報の変更、譲渡、更新など手続業務の早期審査の申請」

https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/sbsq/sqzn/202303/t20230330_26194.html

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)